平成２１年（フ）第６７８号
奈良県大和郡山市九条町1043番地133　２階１号室
債務者　亀井　周作
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６８４号
奈良県生駒郡三郷町立野北１丁目29番20―705号
債務者　大星勢津子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６９２号
奈良県大和郡山市九条町1043番地133
債務者　富士　欣昭
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６９８号
奈良県桜井市大字初瀬2818番地の４
債務者　見杉　永子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７０１号
奈良県生駒市北新町25番38号
債務者　竹弘美智子（旧姓馬場）
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６４３号
高知県土佐市高岡町丙483番地２
債務者　北岡　和彦
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８３６号
高知県香美市土佐山田町東本町５丁目１番11号
債務者　長尾　壽男
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８４６号
高知市九反田12番28号
債務者　山本　晶彦
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８４７号
高知市九反田12番28号
債務者　山本　静香
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８２７号
北九州市門司区小松町２番42号
債務者　篠塚　　久
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第４２４号
宮崎市大塚町窪田3321番地４　日高マンション101号
債務者　神田　武士
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４２５号
宮崎市大塚町窪田3321番地４　日高マンション101号
債務者　神田　稔子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４９１号
宮崎市大島町正町1638番地５　ドミール正町102号
債務者　愛甲　研一
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４９８号
宮崎市月見ケ丘１丁目30番17号
債務者　木下　和子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６３号
高知県四万十市西土佐用井803番地
債務者　竹﨑　教夫
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第７２号
高知市若草町15番５号　グリーネ101
債務者　山下　普洋
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第８２号
高知県四万十市中村東町２丁目９番13号
債務者　山下　和夫
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第８３号
高知県幡多郡黒潮町田野浦1076番地１
債務者　濱口　育子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
高知地方裁判所中村支部